

国土形成計画(全国計画)に係る意見聴取について

新たな国土形成計画(全国計画)の策定に向け、国土形成計画法第6条5項に基づき、都道府県及び指定都市からの意見を聴取するとともに、パブリック・コメントを実施。

都道府県及び指定都市からの意見聴取

実施期間： 2023年4月17日～5月8日

件数： 25団体(23都道府県、2政令市)計103件

・単独意見(98件)

北海道(6)、青森県(3)、岩手県(2)、福島県(16)、茨城県(5)、栃木県(1)、埼玉県(3)、千葉県(5)、東京都(13)、静岡県(2)、愛知県(10)、三重県(6)、滋賀県(1)、京都府(1)、大阪府(2)、和歌山県(2)、山口県(5)、香川県(2)、福岡県(1)、佐賀県(1)、大分県(2)、宮崎県(2)、沖縄県(1)、名古屋市(6)

・共同意見(5件)

大阪府・大阪市

パブリック・コメント

実施期間： 2023年4月17日～5月7日

件数： 8名(団体含む)計65件

都道府県及び指定都市からの意見聴取

番号	団体	意見	意見に対する考え方
1	北海道	素案92ページ28行目(第2部第4章第1節) 本箇所においては、ドローンの利活用拡大に向けた国の取組方針について記載されているが、ドローンの寒冷地対応について取り組むよう記載していただきたい。具体的には、「寒冷地に対応した機体開発の促進」や「地域特性に応じた機体開発の促進」といった文言を追記いただきたい。	ご意見の趣旨は、「機体性能を向上させるための技術開発の強化」に含まれ、様々な技術開発の個別具体的内容を網羅的に記載することは困難であるため、原案のとおりとします。
2	青森県	素案105ページ23行目(第2部第6章第1節) 「荒廃農地の発生防止と解消については」とあるため、発生防止の具体的な内容を記載してはどうか。	ご意見の趣旨は、「さらに、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進する。」に含まれるため、原案のとおりとします。
3	青森県	素案105ページ24行目(第2部第6章第1節) 再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進める。」は、削除するか、「再生利用可能な荒廃農地については、農地中間管理機構を活用した、農業を担う者へ利用権設定を進める取組を推進する。」などとしてはどうか。	ご意見を踏まえつつ、再生利用可能な荒廃農地についても地域計画内に位置づけられれば農地中間管理機構は積極的に農地の借り入れを申し入れることになるため、以下のとおり修正します。 「再生利用可能な荒廃農地については、地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構への利用権設定を進める。」
4	青森県	素案116ページ27行目(第2部第7章第3節) 「森林吸収源対策」に関する文言と「炭素貯蔵」に関する文言が交互に出てきており、文章としてまとまりがないと思われるため、文章の修正が必要。	木材等の利用拡大による炭素貯蔵も森林吸収源対策に含まれることから、原案のとおりとします。
5	岩手県	素案65ページ2行目(第2部第2章第1節) 大学、研究開発法人等の国際競争力の強化が重要であり、先端的な研究領域に着目するということであることから、「…世界トップクラスの研究教育施設や世界最先端の国際研究拠点を核として、知的対流拠点の形成を目指す必要がある。」と下線部を追加してはいかがか。	ご意見の趣旨は、「世界トップクラスの研究教育施設」に含まれるため、原案のとおりとします。
6	岩手県	素案65ページ6行目(第2部第2章第1節) 「…計画的かつ重点的な整備等を図るとともに、国際研究拠点を積極的に誘致し、優位性のある研究開発資源や地域資源を核として、…」と下線部を追加してはいかがか。	ご意見の趣旨は、「先端的な科学技術を支える基盤強化のため、大学、研究開発法人等の施設、設備及び研究情報基盤の再生、改修、計画的かつ重点的な整備等を図る」に含まれ、個別具体的手法は案件ごとに判断されるものであるため、原案のとおりとします。

番号	団体	意見	意見に対する考え方
7	福島県	素案8ページ15行目(第1部第1章第1節) 加盟国は2021年6月時点で38カ国であるため、OECD36カ国中20位→OECD38カ国中20位 に修正する。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「一人当たり名目GDP(2021年)でOECD38カ国中20位」
8	福島県	素案8ページ36行目(第1部第1章第1節) 加盟国は2021年6月時点で38カ国であるため、OECD36カ国中35位→OECD38カ国中35位 に修正する。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「一次エネルギー自給率は2020年で約11%とOECD38カ国中37位の低水準にある。」
9	福島県	素案99ページ25行目(第2部第5章第3節) 「土砂災害防止施設や、孤立時に備えた」を以下のとおり修正してほしい。 →「土砂災害防止施設や、農業用ため池等における防災工事、孤立時に備えた」	同ページに記載があるため、原案のとおりとします。
10	福島県	素案108ページ28行目(第2部第6章第3節) 「水規制」の後に以下の文言を追加してほしい。 →「や水生植物を活用した水質浄化」	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「湖沼や閉鎖性海域の水質改善に向け、排水規制や水生植物を活用した水質浄化、藻場・干潟の保全・再生など総合的な水質改善対策を推進する」
11	茨城県	素案29ページ21行目(第1部第3章第2節) 広域サプライチェーン構築についても記載願いたい。 【修正案】 このため、国内における水素・アンモニア等の生産・供給体制の構築や臨海部から内陸部への広域サプライチェーン構築、国内の大規模グリーン水素の生産・供給実現に向けた研究開発や導入を図るとともに、水素・アンモニア等への転換に際しては、既存設備の活用や関連産業集積を活かせる既存コンビナート等において、脱炭素化に向けた円滑なトランジションを含めた GX 成長投資を促進する。	ご意見を踏まえつつ、国際サプライチェーンとの関係も踏まえ、以下のとおり修正します。 「水素・アンモニア等の国際サプライチェーンの拠点となるカーボンニュートラルポート(CNP)の形成を推進し、水素・アンモニア等の効率的な利用・サプライチェーン構築に向けた港湾・貯蔵施設やパイプライン等のインフラ整備や、臨海部から内陸部への広域サプライチェーンの構築等を官民が連携して戦略的に進める必要があり、…」

番号	団体	意見	意見に対する考え方
12	茨城県	<p>素案88ページ7行目(第2部第4章第1節) 以下のとおり追記願いたい。 【修正案】 基本計画路線を始めとする幹線鉄道ネットワークについて、地域のニーズに応じ、より効果的・効率的な整備のあり方についての調査・検討等を深度化し、実現可能な幹線鉄道の高速化を促進する。併せて、広域圏内の交流・連携を支える都市鉄道ネットワークの強化を図る。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第4章第1節4(地域の活性化を支援する交通体系の整備)において、以下のとおり修正します。 「都市鉄道については、..空港アクセスの向上、連絡線の整備や相互直通化等によるミッシングリンクの解消や輸送力の増強を始めとしたネットワークの強化、都市の拠点である鉄道駅の質的向上を図るなど、都市鉄道のネットワークの拡大・機能の高度化を推進する。」</p>
13	茨城県	<p>素案89ページ21行目(第2部第4章第1節) 以下のとおり追記願いたい。 【修正案】 その際には、豊かな暮らしのための交通を実現するため、特に利用者である住民の生活の目線に立って、交通ネットワークのサービス向上による公共交通への利用転換を図りつつ、顕在化していない移動需要の掘り起こしや新規需要の創出、地域の関係者の共創により、地域公共交通をリ・デザイン(再構築)する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「その際には、豊かな暮らしを支える交通を実現するため、特に利用者である住民の生活の目線に立って、利便性の向上による公共交通への利用転換等を図りつつ、顕在化していない移動需要の掘り起こしや新規需要の創出、地域の関係者の共創を進める。」</p>
14	茨城県	<p>素案90ページ37行目(第2部第4章第1節) 以下のとおり追記願いたい。 【修正案】 都市鉄道については、利便性の向上を図るため、既存の都市鉄道ネットワークを有効活用しながら、大都市圏における連絡線の整備や相互直通化、鉄道駅を中心とした交通ターミナル機能の向上を図るなど、大都市圏と中枢・中核都市、さらには地方を結ぶネットワーク構築にも資する都市鉄道のネットワークの拡大・機能の高度化を推進する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第4章第1節4(地域の活性化を支援する交通体系の整備)において、以下のとおり修正します。 「都市鉄道については、..空港アクセスの向上、連絡線の整備や相互直通化等によるミッシングリンクの解消や輸送力の増強を始めとしたネットワークの強化、都市の拠点である鉄道駅の質的向上を図るなど、都市鉄道のネットワークの拡大・機能の高度化を推進する。」</p>
15	茨城県	<p>素案96ページ44行目(第2部第5章第1節) 耐災害性の向上を図る施設の例示において、「都市公園等の広域避難地」を追記願いたい。 【修正案】 さらに、災害対応や行政の重要拠点である官庁施設、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の活動の拠点施設、学校、公民館等の避難所指定施設、都市公園等の広域避難地、石油コンビナート等のエネルギー供給施設、金融機関、災害拠点病院、福祉施設、交通施設、通信施設、ネットワーク等の重要施設については、耐震・液状化対策、備蓄の充実、電力の確保等による耐災害性の向上を図る。</p>	<p>ご意見を踏まえつつ、都市公園は広域避難地としてだけでなく一次避難地としても機能するため、以下のとおり修正します。 「都市公園等の避難地、」</p>

番号	団体	意見	意見に対する考え方
16	栃木県	素案49ページ10行目(第1部第4章第2節) 「男女共同参画政策の取入れ」中、「男性による家事・育児への参加等の拡大」とあるところを「男性による家事・育児への参画等の拡大」としていただきたい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「男性による家事・育児への参画等の拡大」
17	埼玉県	素案46ページ7行目(第1部第4章第1節) 「これまでの行政主体の取組から、国民がメンテナンス活動に積極的に参画することを通じて真のパートナーシップの構築を図り」とあるが、どのような仕組みを想定しているのか。	一部例示にも記載していますが、 ・産学官民が一丸となってメンテナンスに取り組むプラットフォームであるインフラメンテナンス国民会議を通じた連携や、国民会議による学生コンテストへの協力や出前授業など、国民の関わりを深める場の提供 ・地域協力団体等の活動上の課題や要望等を具体的に把握し、行政側から有益な情報の提供や共有を行うなどによる連携強化 ・インフラメンテナンス大賞を通じた、優れた技術やメンテナンスの理念の普及 ・地域の実情に応じて、自治会やNPO法人等、既存のコミュニティ団体が社会活動の一環として管理の一部に参画できるような広範な連携 ・SNS等のICT技術を活用した市民通報システム等の展開 などの取組を想定しています。
18	埼玉県	素案102ページ44行目(第2部第5章第5節) 「これまでの行政主体の取組から、国民がメンテナンス活動に積極的に参画することを通じて真のパートナーシップの構築を図り」とあるが、どのような仕組みを想定しているのか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「このほか、固定発生源や越境汚染による大気汚染についても、ばい煙排出対策、日中韓との協力等を推進する。」
19	埼玉県	素案117ページ28行目(第2部第7章第4節) 令和4年度で越境汚染による日中間協力事業は終了したため、「や越境汚染」を削除	ご意見を踏まえ、「地域の生活環境・自然環境」に修正します。
20	千葉県	素案55ページ15行目(第2部第1章第3節) 「地域資源を活用した」「太陽光発電」とは何か	ご意見を踏まえ、「再エネ等」に修正します。
21	千葉県	素案70ページ5行目(第2部第2章第4節) 「地域の自然環境」を「地域の生活環境・自然環境」に改めてはどうか	ご意見を踏まえ、「再エネ等」に修正します。
22	千葉県	素案72ページ脚注(第2部第2章第5節) 「グリーンエネルギー」を「再生可能エネルギー」に改めてはどうか	ご意見を踏まえ、「再エネ等」に修正します。

番号	団体	意見	意見に対する考え方
23	千葉県	素案85ページ5行目(第2部第4章第1節) 「C滑走路新設等による機能強化を進める。」を「C滑走路新設等による機能強化を進めるとともに、空港アクセスの強化を推進する。」に修正していただきたい	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「成田国際空港においては、C滑走路新設等による機能強化を進めるとともに、空港へのアクセス強化について検討する。」
24	千葉県	素案109ページ42行目(第2部第6章第4節) 「…維持管理に利用される基地港湾の計画的整備を推進する」を「…維持管理に利用される港湾の計画的整備を推進する」に修正していただきたい	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「また、洋上風力の導入促進に向け、2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000～4,500万kWの案件形成を図るとともに、案件形成の状況や技術動向等を踏まえ、洋上風力発電設備の設置及び維持管理等に利用される港湾の計画的な利用促進及び整備の推進を図る。」
25	東京都	素案18ページ14行目(第1部第2章第2節) 「特に、地方の広域圏の中心となる中枢中核都市等は、広域レベルの高次の都市機能や広域圏の経済をけん引する中核となるサービス産業の集積拠点となるとともに、東京等への人口流出を抑制する役割(いわゆる人口のダム機能)を担うことが期待される。」と修正いただきたい。	東京への人口や諸機能の過度の集中による弊害もかんがみ、国土構造の基本構想として、東京一極集中の是正を図る観点も含め、国土全体にわたって、広域レベルでは人口や諸機能が分散的に配置される国土構造を目指すこととしており、原案のとおりとします。
26	東京都	素案20ページ30行目(第1部第2章第2節) 「5. 東京一極集中の是正」を「5. 地方創生の推進」と修正いただきたい。	東京への人口や諸機能の過度の集中による弊害もかんがみ、国土構造の基本構想として、東京一極集中の是正を図る観点も含め、国土全体にわたって、広域レベルでは人口や諸機能が分散的に配置される国土構造を目指すこととしており、原案のとおりとします。
27	東京都	素案20ページ31行目(第1部第2章第2節) 「東京への人口や諸機能の過度の集中により、地方における人口減少・流出や利便性の低下、地域産業の弱体化等の悪循環が進み、地方の活力喪失に拍車がかかるとともに、首都直下地震等の切迫する巨大災害により、広域かつ長期に及ぶ甚大な被害をもたらされるおそれがある。加えて、コロナ禍を契機として感染症のパンデミックに対する過密な都市構造の脆弱性が認識された。こうした国土構造における東京一極集中の弊害にかんがみ、国土全体にわたり人口や諸機能の広域的な分散を図り、東京への過度な集中を是正することは喫緊の課題である。」を削除いただきたい。	東京への人口や諸機能の過度の集中による弊害もかんがみ、国土構造の基本構想として、東京一極集中の是正を図る観点も含め、国土全体にわたって、広域レベルでは人口や諸機能が分散的に配置される国土構造を目指すこととしており、原案のとおりとします。

番号	団体	意見	意見に対する考え方
28	東京都	素案21ページ5行目(第1部第2章第2節) 「これにより、地方の人口減少・流出による利便性低下、地域産業の弱体化等の悪循環をもたらし、地方の活力喪失につながっている。」 を削除いただきたい。	ご意見の箇所は、地方から東京圏への転出超過の継続による地方の人口減少・流出、これによる利便性低下、地域産業の弱体化等の悪循環について記載しており、原案のとおりとします。
29	東京都	素案21ページ17行目(第1部第2章第2節) 以下のとおり追記願いたい。 「①地方への人の流れの創出・拡大、新たな地方・田園回帰の定着」を「女性や若者に選ばれる地域づくり」 と修正いただきたい。	女性や若者を含め、地方への人の流れの創出・拡大について記載しているため、原案のとおりとします。
30	東京都	素案21ページ18行目(第1部第2章第2節) 「東京に集中する企業の本社機能の地方移転等を促進するとともに、地方における企業の本社機能立地のための人材育成を含めた環境整備を推進する。経済機能や雇用機会の拡大に向け、地方創生テレワークや副業・兼業による転職なき移住など、場所に縛られない暮らし方・働き方による地方部と都市部との双方向の人の流れの創出・拡大を図る。」 と修正いただきたい。	ご意見の箇所は、関係府省の施策を踏まえた記載となっているため、原案のとおりとします。
31	東京都	素案21ページ36行目(第1部第2章第2節) <u>東京は、日本経済の中核として、我が国全体の持続的な発展を支える役割を担っている。世界に誇る国際都市としてのブランド力等の東京の強みを活かし、国際金融都市など、世界からヒト・モノ・カネを更に惹きつける都市・ビジネス環境の整備を促進する。日本のエンジンである東京が成長することで、日本経済の成長をけん引することとなる。</u> さらに、リニア中央新幹線の開業等により三大都市圏を結ぶ日本中央回廊(仮称)の形成を通じた国際競争力の強化を図る。 と修正いただきたい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「我が国の成長を牽引する東京の国際競争力を強化するため、世界に誇る国際都市としてのブランド力等の東京の強みを活かし、国際金融機能を始め、世界に開かれたよりスマートで効率性の高い大都市機能の集積を通じて、世界からヒト・モノ・カネ・情報を更に惹きつける都市・ビジネス環境の整備を促進する。」
32	東京都	素案52ページ34行目(第2部第1章第1節) 「地方から東京への転出者がそのまま東京に留まる「東京一極滞留」を解消し、地方への人の流れの創出・拡大を加速化することで、東京一極集中の是正を図る必要がある。」 を削除いただきたい。	東京への人口や諸機能の過度の集中による弊害もかんがみ、国土構造の基本構想として、東京一極集中の是正を図る観点も含め、国土全体にわたって、広域レベルでは人口や諸機能が分散的に配置される国土構造を目指すこととしており、原案のとおりとします。

番号	団体	意見	意見に対する考え方
33	東京都	素案52ページ40行目(第2部第1章第1節) 「このため、東京 23 区在住・在勤者が地方に移住して起業や就業、従前の仕事をテレワークで行う 転職なき移住等を行う場合に、地方公共団体が移住支援金を支給する取組を支援する。また、」 を削除いただきたい。	ご意見の箇所は、関係府省の施策を踏まえた記載となっているため、原案のとおりとします。
34	東京都	素案53ページ19行目(第2部第1章第1節) 「あわせて、「政府関係機関移転基本方針」等に基づき、政府関係機関の地方移転の取組を着実に 進めるとともに、企業の地方への本社機能の移転や地方における拠点の拡充を更に促し、人の流れ の創出・拡大と地域活性化につなげていく。」 を削除いただきたい。	ご意見の箇所は、関係府省の施策を踏まえた記載となっているため、原案のとおりとします。
35	東京都	素案68ページ41行目(第2部第2章第3節) 「また、地域における雇用創出のため、東京から事務所、研修施設等の本社機能の一部移転、企業 の地方採用枠拡大等が効果的であるため、移転等を行う事業者に対し支援を行うとともに、優れた 教育・研究開発体制の整備、高度人材の確保、知的産業クラスターの形成促進等について、都道府 県、市町村、経済団体、中小企業等が連携して取り組み、 <u>地域</u> としての魅力を高める。」 と修正いただきたい。	ご意見の箇所は、関係府省の施策を踏まえた記載となっているため、原案のとおりとします。
36	東京都	素案16ページ46行目(第2部第5章第1節)、20ページ30行目(第1部第2章第節) 本計画には、「東京一極集中」を大きな問題として取り上げてその是正を図り、持続可能で活力ある 地域を形成するために「地方への人の流れ」を推進して地方分散を進めていく旨の記載が数多く存在 する。 日本の未来のために地域の活性化を図る点に異論はないが、その方策として「東京一極集中の是 正」を謳うことでは、国内の限られたパイを奪い合う議論にしかならず、日本全体の持続的な発展に はつながらない。人々の多様化する価値観に応じた暮らし方・働き方の選択肢を広げることで都市部 と地方部との交流を促進するとともに、東京であれ地方であれ、それぞれの持つ強みや魅力を高め、 相互に協力し合うことで共に成長する好循環を生み出し、東京と地方の共存共栄を図るような国土計 画にすべき。	東京への人口や諸機能の過度の集中による弊害もかんがみ、国土構造の基本構 想として、東京一極集中の是正を図る観 点も含め、国土全体にわたって、広域レ ベルでは人口や諸機能が分散的に配置さ れる国土構造を目指すこととしており、原 案のとおりとします。
37	東京都	素案2ページ21行目(はじめに)、7ページ40行目(第1部第1章第1節)、10ページ22行目・11ページ 30行目(第1部第2章第1節)、25ページ3行目(第1部第3章第1節)、46ページ25行目(第1部第4章 第2節)、52ページ33行目・52ページ34行目(第2部第1章第1節) 「地方への人の流れ」を「地方部と都市部との双方向の人の流れ」 に修正いただきたい。	東京への人口や諸機能の過度の集中による弊害もかんがみ、国土構造の基本構 想として、東京一極集中の是正を図る観 点も含め、国土全体にわたって、広域レ ベルでは人口や諸機能が分散的に配置さ れる国土構造を目指すこととしており、原 案のとおりとします。

番号	団体	意見	意見に対する考え方
38	静岡県	素案87ページ49行目(第2部第4章第1節) 「「政府関係機関移転基本方針」等に基づき、」の後に「首都機能の移転を念頭に置いた」を追記する。	ご意見の箇所は、関係府省の施策を踏まえた記載となっているため、原案のとおりとします。
39	静岡県	素案90ページ37行目(第2部第4章第1節) 「リニア中央新幹線については、… 全線開業に向け、」の後に「南アルプスを含む水資源、環境保全等の課題解決に向けた取組を進めることにより」を追記する。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「リニア中央新幹線については、東京・名古屋間の開業、その後の大阪までの全線開業に向け、水資源、環境保全等の課題解決に向けた取組を進めることにより、建設主体である東海旅客鉄道株式会社による整備が着実に進められるよう、国、地方公共団体等において必要な連携・協力をを行う。」
40	愛知県	素案32ページ51行目(第1部第3第3節) 以下のとおり修正(朱書部分)されたい。 (修正前)「自然環境と国土」 (修正後)「自然環境をはじめとする国土」	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「自然環境と国土の上で営まれる諸活動の関係が問われる中」
41	愛知県	素案76ページ19行目(第2第2章第5節) 現行計画と同様に、漁場造成等に関する記述を追記されたい。 (追記文章) 「加えて、水産資源の回復、増大等を目指し、漁場の造成、干潟や藻場の保全、造成等生態系全体の生産力を底上げし、漁場環境を保全するための事業を総合的に展開する。」 ※現行計画のP95(水産資源の管理の強化)に掲載	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「加えて、水産資源の回復、増大等を目指し、漁場の造成、干潟や藻場の保全、造成等生態系全体の生産力を底上げし、漁場環境を保全するための事業を総合的に展開する。」
42	愛知県	素案79ページ19行目(第2部第3章第1節) 以下のとおり修正されたい。 (修正前) 「さらに、今後とも、国内で開催予定の国際競技大会を地域活性化等につなげていくことが重要である。」 (修正後) 「さらに、今後とも、 <u>2026年に開催が予定される第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会を始めとする国内で開催予定の国際競技大会を地域活性化等につなげていくことが重要である。</u> 」	ご意見の趣旨は、「国内で開催予定の国際競技大会」に含まれ、様々な国際競技大会の個別具体的内容を網羅的に記載することは困難であるため、原案のとおりとします。

番号	団体	意見	意見に対する考え方
43	愛知県	<p>素案79ページ25行目(第2部第3章第1節) 以下のとおり修正(朱書部分)されたい。 (修正前) 「これらの取組を通じ、地域の特色ある「スポーツ・健康まちづくり」の取組の全国展開の加速化を図ることで、誰しものが活躍する活力ある地域の形成を進める。」 (修正後) 「これらの取組を通じ、地域の特色ある「スポーツ・健康まちづくり」や文化芸術の取組の全国展開の加速化を図ることで、誰しものが活躍する活力ある地域の形成を進める。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「これらの取組を通じ、地域の特色ある「スポーツ・健康まちづくり」や文化芸術の取組の全国展開の加速化を図ることで、誰しものが活躍する活力ある地域の形成を進める。」</p>
44	愛知県	<p>素案85ページ12行目(第2部第4章第1節) 以下のとおり修正されたい。 (修正前) 「中部国際空港においては、国際拠点空港として、早期の完全24時間運用の実現等の機能強化に向けた取組を推進する。」 (修正後) 「中部国際空港においては、国際拠点空港としての役割を十分に発揮していくために不可欠な早期の第二滑走路の整備(完全24時間運用の実現)等の機能強化に向けた取組を推進する。」</p>	<p>中部国際空港の24時間運用に向けた具体的な取組については検討が必要であるため、原案のとおりとします。</p>
45	愛知県	<p>素案97ページ46行目(第2部第5章第1節) 以下のとおり追記されたい。 (修正前) 「また、広域的な災害対応を効果的に実施するため、応援部隊の集結及び進出、広域医療搬送、広域物資輸送等の機能を有する広域防災拠点について、あらかじめ明確にしておく。」 (修正後) 「また、広域的な災害対応を効果的に実施するため、応援部隊の集結及び進出、広域医療搬送、広域物資輸送等の機能を有する広域防災拠点について、あらかじめ明確にしておく。とりわけ、大都市圏では、広域かつ甚大な被害に対応し、首都圏などにおける機能不全等が発生した場合のバックアップ機能の強化にも資する基幹的広域防災拠点の整備を推進する。」</p>	<p>ご意見の箇所は、関係府省の施策を踏まえた記載となっているため、原案のとおりとします。</p>
46	愛知県	<p>素案113ページ45行目(第2部7章第2節) 以下のとおり修正されたい。 (修正前)「循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実」 (修正後)「循環資源の適正な利用に向けた仕組みの充実」</p>	<p>循環資源とは廃棄物等のうち有用なものを指し、できる限り循環的な利用が行われる必要があるものですが、循環的な利用が難しく処分される場合には環境保全上の支障が生じないように適正処理される必要があるため、原案のとおりとします。</p>

番号	団体	意見	意見に対する考え方
47	愛知県	素案113ページ46行目(第2部第7章第2節) 以下のとおり修正されたい。 (修正前)「適正処分の徹底」 (修正後)「適正処理の徹底」	ご意見の箇所は、処分に関する記載となっているため、原案のとおりとします。
48	愛知県	素案123ページ24行目(第3部第2章第2節) 以下のとおり修正されたい。 (修正前) 「今後、交通ネットワーク機能の強化とリニア中央新幹線の開業等による日本中央回廊(仮称)の効果を最大化し、中部圏内の多様な地域が補完・連携して、世界に誇るものづくり技術を礎とした産業の高付加価値化、さらには脱炭素化やレジリエンスの向上による持続可能な産業への構造転換等を図ることが求められる。」 (修正後) 「今後、中部地域のものづくり産業を物流面で支える名古屋港を始めとする伊勢湾の港湾機能の強化や、国際交流拠点である中部国際空港における第二滑走路の整備等の機能強化を図るとともに、 <u>交通ネットワーク機能の強化とリニア中央新幹線の開業等による日本中央回廊(仮称)の効果を最大化し、中部圏内の多様な地域が補完・連携して、世界に誇るものづくり技術を礎とした産業の高付加価値化、さらには脱炭素化やレジリエンスの向上による持続可能な産業への構造転換等を図ることが求められる。</u> 」	「交通ネットワークの強化」の具体的内容については、広域地方計画の策定に向けて、広域地方計画協議会において検討されるものであるため、原案のとおりとします。
49	三重県	素案56ページ25行目(第2部第1章第4節) (新興感染症への備え) 新興感染症への備えや体制整備について記載してはどうか。	第2部第1章第4節1.(多様な世代が安心して健康に暮らせる医療・福祉・介護とまちづくりの推進)において、国土形成の観点からの地域医療の取組等について記載しており、感染症対策を含めた具体的な医療体制等については、医療の分野での専門的な検討が必要であることから、原案のとおりとします。
50	三重県	素案28ページ50行目(第1部第3章第3節) (洋上風力発電の導入) 技術研究開発の強化に関する取組の記載を追記	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「長期的、安定的に洋上風力発電を普及させていくため、風車製造、調査・施工、メンテナンス等を担う人材育成や、浮体式洋上風力発電等に関する技術開発を推進する。」

番号	団体	意見	意見に対する考え方
51	三重県	素案29ページ23行目(第1部第3章第2節) (コンビナートにおけるケミカルリサイクル推進) コンビナートにおいてケミカルリサイクル等の促進に関する記載を追記	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「また、ケミカルリサイクルやバイオマス原料など炭素循環マテリアルの活用を通じて、臨海コンビナート等における脱炭素化を推進する。」
52	三重県	素案70ページ15行目(第2部第2章第4節) (エネルギーマネジメント) 分散型エネルギーシステムの構築に必要となるエネルギーマネジメントに関する記載を追記	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「さらに、地域での分散型エネルギーシステムの効率的な運用に資するエネルギーマネジメントについて、省エネの観点も含め高度化に向けた取組を推進する。」
53	三重県	素案52ページ23行目(第1部第2章第1節) (連携中枢都市圏) (2)連携中枢都市圏等との関係 その際には、市町村間の円滑な連携を図る観点から、既存の広域連携の枠組みである連携中枢都市圏や定住自立圏との整理が必要であり、今後、地域が主体的に取り組める制度として既存制度を整理して再構築していく。	地域生活圏の形成については、第1部第3章第1節において、新たな発想からの地域生活圏の形成の考え方を整理するとともに、既存の広域連携の枠組みである連携中枢都市圏や定住自立圏との連携を図ることを示しており、原案のとおりとします。ご意見の趣旨は、計画の推進においても留意します。
54	三重県	素案52ページ23行目(第1部第2章第1節) (移住) (3)地方移住、二地域居住等の促進による地方への人の流れの創出・拡大に記載されている内容は、すでに移住促進等で行われている内容ではないか。	「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(2022年12月閣議決定)も踏まえ、原案のとおりとします。
55	滋賀県	国土形成計画の策定に際しては、地方分権推進の観点から現在までの進捗を踏まえ、地方への権限移譲等に今後も取り組んでいくことを記載いただきたい。	ご意見を踏まえ、第1部第2章第1節2.(1)「デジタルとリアルの融合による活力ある国土づくり」において、以下のとおり修正します。 「住民を始めとする地域を支える人材が主役となって、その主体的・内発的な地域づくりを通じて、地域価値が掘り起こされ、更に向上していくエコシステムをボトムアップから構築することにより、持続可能で活力ある国土づくりを目指す。その際には、地方公共団体も含めて、地域が一体となって地域力を発揮できるよう、引き続き地方分権改革や規制改革に取り組むことも重要である。」

番号	団体	意見	意見に対する考え方
56	京都府	素案1ページ(はじめに) 「はじめに」に、従前の国土形成計画(全国計画)において取り組んだ施策の実績等に基づく、効果検証を記載すべきではないか。	国土形成計画の効果検証については、別途政策評価等を通じて実施・公表しているため、原案のとおりとします。
57	大阪府	素案87ページ19行目(第2部第4章第1節) 「日本中央回廊(仮称)の形成を支える新東名・新名神高速道路の2027年度の全線開通に向けた整備、リニア中央新幹線との相乗効果を高める中部横断自動車道等の整備を進める。」という箇所 「2027年度の全線開通及びその後の6車線化に向けた整備」を追記	新東名・新名神高速道路の6車線化については検討が必要であるため、原案のとおりとします。
58	大阪府 大阪市	素案19ページ9行目(第1部第2章第2節) (ダブルネットワークによるリダンダンシーの促進) リニア中央新幹線により三大都市圏が結ばれる日本中央回廊(仮称)の形成が予定されている中、「東京に集中する中枢管理機能のバックアップ体制の強化」の拠点について、巨大災害リスクに対する、より具体的なリダンダンシーの確保につなげるため、大阪・関西等の中枢管理機能を担う地域を明記し位置づけるべき。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「リニア中央新幹線を始めとする高速交通ネットワークの強化により、人流・物流が多重的に確保されることは、東京圏と名古屋圏・大阪圏相互の更なる機能補完・連携の強化とも相まって、東京に集中する中枢管理機能のバックアップ体制の強化にも寄与する。」
59	大阪府 大阪市	素案21ページ30行目(第1部第2章第2節) (東京一極集中の是正に向けた方向性) ②首都直下型地震等の巨大災害リスクの軽減 国土全体にわたって広域レベルで人口や諸機能が分散的に配置される国土構造はもとより、「政府機能等の中枢管理機能のバックアップの強化」については、国民生活や日本経済の維持継続の観点から、経済基盤が確立し各府省の地方支分部局等の集積があり、さらに首都圏と同時被災リスクの少ない大阪・関西をその拠点エリアとして位置づけるべき。	中枢管理機能のバックアップの強化に関する具体的な内容は官民の様々な主体において検討されるものであるため、原案のとおりとします。
60	大阪府 大阪市	素案21ページ36行目(第1部第2章第2節) (我が国の成長を牽引する東京の国際競争力強化) 東京一極集中の是正という目的を掲げているにもかかわらず、内容として、結局、「日本の成長・発展を担えるのは東京だけ、また、東京以外の地方は東京に対しエネルギーや食料、水等を供給するだけの存在」という計画として受け取られてしまうことになるのではないかと。 東京だけでなく、大阪をはじめ複数の大都市や地域が全体で日本の成長を底上げしていくことが国土の目指すべき姿であり、そのために東京一極集中の弊害を是正していくということがこれまでの議論であったはず。 標題、内容ともに修正すべきと考える。	ご意見の趣旨は、第1部第2章第2節「国土構造の基本構想」において、広域レベルにおいては、広域的な機能の分散と連結強化の観点から、①中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図るとともに、②三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」(仮称)の形成を通じて地方活性化、国際競争力強化を図ることなどについて記載しているため、原案のとおりとします。

番号	団体	意見	意見に対する考え方
61	大阪府 大阪市	<p>素案99ページ42行目(第2部第5章第4節) (1)中枢管理機能等のバックアップ等 中央省庁業務継続ガイドライン第3版(首都直下地震対策)(令和4年4月内閣府)においても、火山噴火による降灰では、「東京都西部はそれと同等以上の影響をうけるため、立川広域防災基地及びその周辺の施設は代替拠点として機能しない可能性が高く、地震対策の業務継続計画では事態に対応できない」とされているなか、東京圏外での代替拠点のあり方については早急に検討すべき課題であり、「政府機能を始めとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備」については、国民生活や日本経済の維持継続の観点から、経済基盤が確立し各府省の地方支分部局等の集積があり、さらに首都圏と同時被災リスクの少ない大阪・関西をその拠点エリアとして位置づけるべき。</p>	<p>政府機能については、政府業務継続計画(首都直下地震対策)に基づき、行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項について更に検討を深めることとしており、原案のとおりとします。</p>
62	大阪府 大阪市	<p>素案123ページ29行目(第3部第2章第2節) ⑤近畿圏 令和5年3月に示された「次期近畿圏広域地方計画【骨子推進室案】」において、「第2部 関西の将来像とその目標・戦略 第2節 安全・安心な圏域づくり 1 巨大災害リスクに対して持続可能な国土・社会を目指す関西」の中で、圏域の将来像として「首都圏の非常時には首都圏の有する諸機能のバックアップを担い得る圏域」、その実現に向けた目標・戦略として「官民による首都圏とのデュアルオペレーション体制の構築の促進」が明確に示されているので、首都機能のバックアップを担っていくべき地域であることを、近畿圏の特性としても記載すべき。</p> <p>また、国出先機関等の「災害対策本部機能」のバックアップ、また、外務省大阪分室、NHK大阪放送局、日本銀行大阪支店、駐日外国公館等の「応急対策業務・復旧復興業務」のバックアップを担える資源が充実していることを記載してはどうか。</p>	<p>各圏域の広域地方計画は、(本計画素案の第2部に記載のある中枢管理機能等のバックアップ等も含めて)全国計画を基本として策定することとされていることから、原案のとおりとします。</p>
63	和歌山県	<p>素案66ページ9行目(第2部第2章第1節) 「よい意味での緊張関係を保ちつつ」を削除しては如何か。</p>	<p>表現上問題がないため、原案のとおりとします。</p>
64	香川県	<p>素案41ページ49行目(第1部第4章第1節) 「基本計画路線を始めとする幹線鉄道ネットワークについて、地域のニーズに応じ、より効果的・効率的な整備のあり方についての調査・検討を深度化し、実現可能な幹線鉄道の高速度化を促進する。」という記載が追加されたが、「基本計画路線についても、早期に整備に向けた調査・検討を具体化させる。」という文言に改められたい。</p>	<p>基本計画路線を始めとする幹線鉄道ネットワークの具体的な取組については検討が必要であるため、原案のとおりとします。</p>
65	香川県	<p>素案88ページ5行目(第2部第4第1節) 「基本計画路線を始めとする幹線鉄道ネットワークについて、地域のニーズに応じ、より効果的・効率的な整備のあり方についての調査・検討等を深度化し、実現可能な幹線鉄道の高速度化を促進する。」という記載が追加されたが、「基本計画路線についても、早期に整備に向けた調査・検討を具体化させる。」という文言に改められたい。</p>	<p>基本計画路線を始めとする幹線鉄道ネットワークの具体的な取組については検討が必要であるため、原案のとおりとします。</p>

番号	団体	意見	意見に対する考え方
66	佐賀県	素案88ページ2行目(第2第4章第1節) 九州新幹線(新鳥栖・武雄温泉間)は、「未着工区間」を「整備方式検討区間」とするのが適当ではないかと考えます。	整備新幹線の未着工区間であるため、原案のとおりとします。
67	大分県	素案42ページ1行目(第1部第4章第1節)、素案88ページ5行目(第2部第4章第1節) 幹線鉄道的高速化を促進するため、整備新幹線について、基本計画路線の整備計画路線への格上げの検討を明記していただきたい。 (修正前)基本計画路線を始めとする幹線鉄道ネットワークについて、地域のニーズに応じ、より効果的・効率的な整備のあり方についての調査・検討を深度化し、実現可能な幹線鉄道的高速化を促進する。 (修正後)基本計画路線を始めとする幹線鉄道ネットワークについて、地域のニーズに応じ、より効果的・効率的な整備のあり方についての調査・検討を深度化し、整備計画路線への格上げなど、実現可能な幹線鉄道的高速化を促進する。	基本計画路線を始めとする幹線鉄道ネットワークの具体的な取組については検討が必要であるため、原案のとおりとします。
68	大分県	素案87ページ21行目(第2部第4章第1節) 豊予海峡ルートについて、具体的な名称の明記等していただきたい。 (修正前) 湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、地域活力の創出、リダンダンシーの確保等の観点も含め、国土全体にわたる連結強化の重要性も踏まえつつ、民間活力の活用も視野に、長期的視点から取り組む。 (修正後) 豊予海峡ルートなど、湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、地域活力の創出、リダンダンシーの確保等の観点も含め、国土全体にわたる連結強化の重要性も踏まえつつ、民間活力の活用も視野に、長期的視点から取り組む。	豊予海峡道路を始め、湾口部、海峡部等を連絡するプロジェクトについては、国民のコンセンサスを得ることの重要性等を踏まえ、「地域活力の創出、リダンダンシーの確保等の観点も含め、国土全体にわたる連結強化の重要性も踏まえつつ、民間活力の活用も視野に、長期的視点から取り組む」こととしており、原案のとおりとします。
69	宮崎県	素案42ページ1行目(第1部第4章第1節) 幹線鉄道的高速化の代表例として「整備計画路線への格上げ」を明記いただきたい。 具体的には「実現可能な幹線鉄道的高速化を促進する。」を「整備計画路線への格上げなど実現可能な幹線鉄道的高速化を促進する。」に変更	基本計画路線を始めとする幹線鉄道ネットワークの具体的な取組については検討が必要であるため、原案のとおりとします。
70	宮崎県	素案88ページ6行目(第2部第4章第1節) 幹線鉄道的高速化の代表例として「整備計画路線への格上げ」を明記いただきたい。 具体的には「実現可能な幹線鉄道的高速化を促進する。」を「整備計画路線への格上げなど実現可能な幹線鉄道的高速化を促進する。」に変更	基本計画路線を始めとする幹線鉄道ネットワークの具体的な取組については検討が必要であるため、原案のとおりとします。

番号	団体	意見	意見に対する考え方
71	沖縄県	素案125ページ46行目(第3部第2章第3節) 域内総生産では中央政府が行う生産が含まれない場合があり、続く5兆円という文言(額)から中央政府が行う生産が含まれていると思料されるため、「域内総生産」を「県内総生産」へ修正	ご意見を踏まえ、「県内総生産」に修正します。
72	名古屋市	素案18ページ48行目(第1部第2章第2節) リニア駅の機能強化に関する記載を追加 「リニア中央新幹線の順次開業に合わせて、名古屋・大阪の拠点性の向上を図りつつ、各リニア駅の交通結節機能の強化や駅周辺の魅力づくりを進め、将来にわたって三大都市圏がそれぞれの特色を發揮しながら結ばれる新たな交流圏を形成することにより、名古屋・大阪の拠点性の向上のみならず、…」	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「リニア中央新幹線の順次開業を図りつつ、名古屋・大阪の拠点性の向上、リニア駅の交通結節機能の強化や駅周辺の魅力づくりを進め、将来にわたって三大都市圏がそれぞれの特色を發揮しながら結ばれる新たな交流圏を形成することにより、段階的に広域的な人流・物流の効率化や東京・名古屋間さらには大阪までも含めたリダンダンシーの強化等を通じて、地方の活性化を図るとともに…」
73	名古屋市	素案79ページ19行目(第2部第3章第1節) アジア・アジアパラ競技大会に関する記載を追加 「…今後とも、 <u>2026年に開催が予定される第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会をはじめとする国内で開催予定の…</u> 」を追加	ご意見の趣旨は、「国内で開催予定の国際競技大会」に含まれ、様々な国際競技大会の個別具体的内容を網羅的に記載することは困難であるため、原案のとおりとします。
74	名古屋市	素案85ページ12行目(第2部第4章第1節) 中部国際空港の「第二滑走路の整備」や機能強化に関する記載を追加 「中部国際空港においては、国際拠点空港としての役割を十分に發揮するため、早期の第二滑走路整備(完全24時間化)等の機能強化に向けた取組を推進する。」	中部国際空港の24時間運用に向けた具体的な取組については検討が必要であるため、原案のとおりとします。
75	名古屋市	素案123ページ24行目(第3部第2章第2節) 中部国際空港の「第二滑走路の整備」や機能強化に関する記載を追加 「今後、中部国際空港の第二滑走路整備(完全24時間化)を始めとした交通ネットワーク機能の強化とリニア中央新幹線の開業等による日本中央回廊(仮称)の効果を最大化し、中部圏内の多様な地域が保管・連携して、世界に誇るモノづくり技術を礎とした産業の高付加価値化、さらには脱炭素化やレジリエンスの向上による持続可能な産業への構造転換等を図ることが求められる。」	「交通ネットワークの強化」の具体的内容については、広域地方計画の策定に向けて、広域地方計画協議会において検討されるものであるため、原案のとおりとします。

番号	団体	意見	意見に対する考え方
76	名古屋市	<p>素案123ページ24行目(第3部第2第2節) 名古屋港の機能強化に関する記載を追加</p> <p>「今後、中部圏のものづくり産業を物流面で支える名古屋港の機能強化を図るとともに、交通ネットワーク…」</p>	<p>「交通ネットワークの強化」の具体的内容については、広域地方計画の策定に向けて、広域地方計画協議会において検討されるものであるため、原案のとおりとします。</p>
77	名古屋市	<p>素案125ページ3行目(第3第2章第2節) 広域圏間の交通基盤整備強化に関する記載を追加</p> <p>「…、引き続き、日本海から太平洋にわたる発展の全体構想等について合同して検討するとともに、<u>交通基盤整備の更なる強化が求められる。</u>」</p>	<p>広域地方計画における広域圏間の連携の具体的内容については、広域地方計画の策定に向けて、広域地方計画協議会において検討されるものであるため、原案のとおりとします。</p>
78-103	北海道 福島県 愛知県 大阪府 和歌山県 山口県 福岡県	<p>その他、表現の適正化に関するご意見(26件)</p>	<p>必要に応じて表現を適正化します。</p>

パブリック・コメント

番号	意見	意見に対する考え方
1	<p>素案110ページ22行目(第2部第6章第4節) 我が国の領土 ⇒ わが国固有の領土 と書き改めるべきである。これは検定教科用図書でもそのような表記のため、準じるべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「我が国固有の領土」</p>
2	<p>素案10ページ13行目(第1部第2章第1節) 「目指す国土の姿」「国土づくりの目標」の「1.新時代に地域力をつなぐ国土」の10ページ13行目の後に、「特に自然環境が経済や社会の発展、究極的には人間の幸福の土台であることから、その保全・再生を図ることが重要である。」を加筆する。</p>	<p>ご意見の趣旨は、第1部第2章第1節2(3)「世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土づくり」に記載していますので、原案のとおりとします。</p>
3	<p>素案12ページ6,20行目(第1部第2章第1節) 6行目の「災害等に屈しないしなやかで強い国土」と20行目の「災害等の種々のリスクに屈しないしなやかで強い国土」について、「屈しない」を削除し、2か所ともに「災害にしなやかで強い国土」とする。</p>	<p>我が国は、多様な自然災害が頻発する世界有数の災害大国であり、巨大災害リスクが高まっている状況の中で、国民の命と暮らしを守り、社会経済活動の持続性を確保する、安全・安心な国土づくりは最重要の課題であることから、災害等の種々のリスクに屈しないしなやかで強い国土の形成を目指すこととしているため、原案のとおりとします。</p>
4	<p>素案13ページ24行目(第1部第2章第1節) 「無数の川が網の目のように国土を覆い、農地や緑地も含め、多面的で生態系サービスの恵みをもたらし、人々の暮らしや経済活動の基盤となっている」という部分について、無数の川が「広域圏、都道府県、市区町村、流域圏等、様々な空間レベルの生態系ネットワークの基軸である」ことを加える。 また、「多面的で生態系サービスの恵みをもたらし」を「多面にわたる生態系サービスの恩恵をもたらし」と修正する。 すなわち、「無数の川が広域圏、都道府県、市区町村、流域圏等、様々な空間レベルの生態系ネットワークの基軸として網の目のように国土を覆い、農地や緑地も含め、多面にわたる生態系サービスの恩恵をもたらし、人々の暮らしや経済活動の基盤となっている。」とする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「無数の川が生態系ネットワークの基軸として網の目のように国土を覆い、農地や緑地も含め、多面的な生態系ネットワークの恩恵をもたらし、…」</p>
5	<p>素案14ページ5行目(第1部第2章第1節) 「国土強靱化年次計画2021」での記載と同様に※、「グリーンインフラ」を「生物多様性の確保や生態系ネットワークの形成等に寄与するグリーンインフラ」とする。 ※「国土強靱化年次計画2021」p.4最下段:「生物多様性の確保や生態系ネットワークの形成等に寄与する「グリーンインフラ」の社会実装を推進する。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラ」</p>

番号	意見	意見に対する考え方
6	<p>素案14ページ7行目(第1部第2章第1節) 「ネイチャーポジティブの実現に向けた自然資本の保全・拡大を通じた自然と共生する地域づくり」の部分の末尾、すなわち14ページ7行目に、「さらに、環境影響評価制度に、生物多様性オフセット(開発事業による生物多様性への損失を正味ゼロ(ノー・ネット・ロス)とする考え。損失分以上の措置を講じて影響をプラスにする場合(ネット・ゲイン)も含む。)の考えを導入することを検討する。」を加筆する。</p>	<p>ご意見の箇所は、国土づくりの基本的方向性について記載しており、具体的な施策に関する環境影響評価制度については、第2部分野別施策の基本的方向に記載しているため、原案のとおりとします。</p>
7	<p>素案16ページ24行目(第1部第2章第1節) 「第2章目指す国土の姿」「第1節国土づくりの目標」の「3.国土づくりの戦略的視点」、すなわち「国土・地域が直面する諸課題に対応していく上で共通する国土づくりの戦略的視点」の3番目、すなわち16ページ24行目の後に、「自然を活用した解決策(NbS)」を加える。</p>	<p>ご指摘の内容は、国土・地域が直面する諸課題に対応していく上で共通する国土づくりの戦略的視点について記載しており、また、ご意見の趣旨は、第1部第2章第1節2(3)「世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな国土づくり」に記載していますので、原案のとおりとします。</p>
8	<p>素案108ページ5行目(第2部第6章第3節) 「湿地の遊水機能等、災害リスクの提言に寄与する生態系の機能を評価し、保全・再生することでEco-DRRを推進し、生物多様性の保全に貢献するとともに、人口減少、水インフラの老朽化等の課題や自然災害の激甚化に対応する。」の「生物多様性の保全に貢献する」の部分について、「生態系ネットワークの形成」を加え、「生物多様性の保全、生態系ネットワークの形成に貢献する」とする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「生物多様性の保全、生態系ネットワークの形成に貢献する」</p>
9	<p>素案108ページ31行目(第1部第2章第1節) 「水循環は、生態系ネットワークの重要な基軸であるとともに、適正な土砂移動や栄養塩類等の物質循環を通じて固有の動植物の生息・生育環境の維持に貢献するなど、生物多様性を保全する観点からも重要である。」の「水循環は」を「河川をはじめとする水系・水循環は」とする。</p>	<p>水循環基本法により、水循環とは「水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること」と定義されており、「河川をはじめとする水系」と「水循環」を並べるとは不適切であるため、原案のとおりとします。</p>
10	<p>素案111ページ25行目(第2部第7章第1節) 「様々なスケールで森・里・まち・川・海を連続した空間として保全及び再生を関係府省や地方公共団体等の連携により進める」を「様々なスケールで森・里・まち・川・海を連続した空間として保全及び再生していく取組を関係府省や地方公共団体等の連携により進める」とする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「様々なスケールで森・里・まち・川・海を連続した空間として保全及び再生していく取組を関係府省や地方公共団体等の連携により進める」</p>
11	<p>素案111ページ37行目(第2部第7章第1節) 現行「国土形成計画(全国計画)」でこの部分が「生態系ネットワーク」とされているのと同様に、そしてまた関係府省、地方公共団体等の多様な主体の連携推進の観点から、「緑のネットワーク」を「生態系ネットワーク」とする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「生態系ネットワーク」に修正します。</p>

番号	意見	意見に対する考え方
12	<p>素案112ページ16行目(第2部第7章第1節) 「トキの野生復帰による里山環境の保全やトキをシンボルとした米づくりに代表されるように」との部分について、「コウノトリ」、「河川や里地」を加える等し、「トキ、コウノトリの野生復帰に向けた河川、里地里山の自然環境の保全・再生、それら野生生物をシンボルとした米づくりに代表されるように」とする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「トキ、コウノトリの野生復帰に向けた河川、里地里山の自然環境の保全・再生、それら野生生物をシンボルとした米づくりに代表されるように」</p>
13	<p>素案113ページ9行目(第2部第7章第1節) 「森林、河川、海、公園等のフィールドを活かした体験や教育機会の拡大を図る。」に続けて、すなわち、113ページ9行目の後に「また、学校等の敷地を活かした学校・園庭ビオトープの整備推進を図る。」を加える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「森林、河川、海、公園等のフィールドを活かした体験や教育機会の拡大を図る。また、学校等の敷地を活かした学校・園庭ビオトープの整備推進を図る。」</p>
14	<p>素案113ページ32行目(第2部第7章第1節) 「環境影響評価の実施」の部分の末尾、すなわち113ページ32行目以降に「また、ネイチャーポジティブの実現に向けた国土の形成のため、生物多様性オフセット(開発事業による生物多様性への損失を正味ゼロ(ノー・ネット・ロス)とする考え。損失分以上の措置を講じて影響をプラスにする場合(ネット・ゲイン)も含む。)の考えの導入を検討する。」を加える。</p>	<p>ご意見の箇所は、関係府省の施策を踏まえた記載となっているため、原案のとおりとします。</p>
15	<p>素案44ページ3行目(第1部第4章第1節) 利用調整、「地域の実情等を踏まえた」様々な種類の避難施設の確保等を「早急に」推進する。 に追記する。</p>	<p>ご意見の箇所は、関係府省の施策を踏まえた記載となっているため、原案のとおりとします。</p>
16	<p>素案99ページ25行目(第2部第5章第3節) 「更には多様な主体の連携により地域の実情等を踏まえ既設の道路・河川等のインフラ等の複合的多目的活用によりロードキル対策等を実施し相乗効果を高める」を追記する。</p>	<p>ご意見の箇所は、関係府省の施策を踏まえた記載となっているため、原案のとおりとします。</p>
17	<p>原案99ページ25行目(第2部第5章第3節) 土砂災害防止施設「・多目的治山施設」や孤立時に 追記する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「土砂災害施設・治山施設の整備、孤立を防止するネットワークの保全、孤立時に」</p>
18	<p>素案61ページ1行目(第2部第1章第6節) 「医療面におけるタスク・シフト／シェアを進めていくとともに、」を追記いただきたい。 ↓ 次に、供給体制の面からは、人口減少下で医療・介護分野における人手不足が一層深刻化していく中、医療面におけるタスク・シフト／シェアを進めていくとともに、サービスの生産性の向上を一層推進していく必要がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「次に、供給体制の面からは、人口減少下で医療・福祉・介護分野における人手不足が一層深刻化していく中、医療面におけるタスク・シフト／シェアを進めていくとともに、サービスの生産性の向上を一層推進していく必要がある。」</p>

番号	意見	意見に対する考え方
19	<p>素案61ページ4行目(第2部第1章第6節) 「在宅医療体制・」を追記いただきたい。 ↓ 「地域包括ケアシステム」による在宅医療体制・在宅介護体制を構築するとともに、</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「「地域包括ケアシステム」による在宅医療・介護の提供や連携に資する体制を構築する」</p>
20	<p>原案61ページ35行目(第2章第1節第7章) 「医療・」を追記いただきたい。 ↓ 自立的発展の促進、生活の安定、医療・福祉の向上及び地域間の対流の促進という観点から離島の振興のための支援策を講ずる必要がある。</p>	<p>ご意見の箇所は、「離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、」という離島振興法第1条の目的に沿って記載しているところであり、また、ご意見の趣旨は、「福祉の向上」に関して、「医療及び介護・障害福祉の向上を図る」こととしているため、原案のとおりとします。</p>
21	<p>素案62ページ1行目(第2部第7章第1節) 2)「医療・」を追記いただきたい。 3)「・看護師等の医療従事者や、」を追記いただきたい。 4)「や看護師の役割発揮」を追記いただきたい。 ↓ 医療・福祉の向上のため、医師・看護師等の医療従事者や、介護・障害福祉サービス等従事者の確保を支援するとともに、遠隔医療や看護師の役割発揮等を積極的に活用して離島における医療及び介護・障害福祉の向上を図る。</p>	<p>2)ご意見の箇所は、「離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、」という離島振興法第1条の目的に沿って記載しているところであり、また、ご意見の趣旨は、「福祉の向上」に関して、「医療及び介護・障害福祉の向上を図る」こととしているため、原案のとおりとします。</p> <p>3)ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「医師・看護師等及び介護・障害福祉サービス等従事者の確保」</p> <p>4)ご意見の箇所は、関係府省の施策を踏まえた記載となっているため、原案のとおりとします。</p>

番号	意見	意見に対する考え方
22	<p>素案44ページ14行目(第1部第4章第4節) PPP/PFIの活用促進に向けては、地域内雇用の維持・拡大や、地域経済の好循環の促進等の観点から、地域企業の育成・参画促進を通じた「地域企業主導型のPPP/PFI」が不可欠。</p> <p>既に第5次社会資本整備重点計画においても盛り込まれているように、PPP/PFIの利活用促進に際しては、住民ニーズや地域の課題・実情に精通した地元企業の参画促進に向け、1)地域プラットフォーム等を通じたノウハウ共有等による地域企業の育成、2)地域企業の参画促進に向けた、「ローカルPFI」制度の検討や、地域経済への貢献等の観点を取入れた評価方式の導入等を明記されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2部第2章第3節3「地域の労働供給力の向上と雇用の創出」において、以下のとおり修正します。</p> <p>「PPP/PFIの取組は、住民ニーズや地域の課題・実情に精通した地域企業の参画等により地域における民間の事業機会の創出に資するとともに、事業者が複数の地域における担い手となることで広域連携にもつながるものであり、今後拡大を図る。」</p>
23	<p>素案18-19ページ(第1部第2章第2節) 「日本中央回廊」(仮称)の形成等の交通ネットワークの強化は、わが国の国際競争力の強化や、地方と東京等都市部の相互の補完・連携による共生の好循環の創出に資する。</p> <p>一方で、国際的な人流・物流のゲートウェイとなる空港・港湾については、近年、周辺諸国の積極的なインフラ投資が進み、寄港先を巡る競争が激化。インフラ整備水準が諸外国より劣後すれば、わが国産業全体の国際競争力低下につながりかねない。</p> <p>国の将来的なインフラ投資に関する方針の記載は、「安心して国や地域に投資ができる」という基本的指針となり、企業の投資予見性を高めることにもつながることから、国際空港・国際コンテナ戦略港湾の「整備促進・機能強化:」に関する観点を明記されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「4つの主要国際空港(羽田、成田、中部、関西)、2つの国際コンテナ戦略港湾(京浜港、阪神港)の機能強化・活用を図り、世界からヒト・モノ・カネ・情報を惹きつけ、我が国全体の国際競争力強化につなげる。」</p>
24	<p>素案48ページ(第1部第4章第2節) 若者や女性の地方定着・活躍促進に向けては、多様なキャリアや価値観を持つ人材を惹きつける雇用の創出と地域づくりといった、産業政策とまちづくり政策の観点が不可欠であることから、次の観点を明記されたい。</p> <p>1)今後、地域における産業立地・地域産業のアップグレード等による地域の稼ぐ力の強化に期待が寄せられることから、これら通じた若者・女性が働きたいと思えるような雇用の創出に関する観点</p> <p>2)今後、地域生活圏等における都市機能の充実・強化に期待が寄せられることから、公民連携によるまちづくりを通じた、若者・女性を惹きつける魅力ある都市形成の観点</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「地域産業の稼ぐ力の向上や地域生活圏の形成等を通じた活力ある地域づくりを通じて、多様な価値観を有する若者や女性にとって魅力のある雇用の創出や生活環境の充実を図ることが重要であり、とりわけ、地方でも女性の就職の選択肢が多い環境の整備を図る必要がある。」</p>
25	<p>日本の国土は、日本人もしくは相手国の国土を日本人が所有できる国の人々が所有することができる。この一文を国土法に明記・現在それに該当しない外国人の所有地の接収から始めてください。(水源・防衛設備・原発設備・官庁の外周10キロ圏内とうは国有化または日本人の所有地とする)</p> <p>そうしないと国として包括的に物事が進められないと思っております。</p> <p>まず、国として大事な部分の規定を強く定めた後で、枝葉の国土形成をお願いいたします。</p>	<p>土地取得については、国籍に関わらず個別法制において適切な規制を行うため、原案のとおりとします。</p>
26	<p>素案12ページ43行目～13ページ8行目(第1部第2章第1節) どんどん推し進めてください。</p>	<p>計画の推進において留意します。</p>

番号	意見	意見に対する考え方
27	素案15ページ29～37行目(第1部第2章第1節) インバウンドよりは、国内旅行の推進を最優先にすべき。	「観光立国推進基本計画」(2023年3月閣議決定)において、持続可能な観光地域づくり戦略、インバウンド回復戦略、国内交流拡大戦略を基本的な方針としていることも踏まえ、原案のとおりとします。
28	素案16ページ34～41行目(第1部第2章第1節) 縦割りの打破、推進をお願いします。	計画の推進において留意します。
29	素案24ページ8～12行目(第1部第3章第1節) 合意	—
30	素案25ページ33行目～26ページ32行目(第1部第3章第1節) 合意	—
31	素案28ページ1～35行目(第1部第3章第2節) 盲目的なGX推進に反対。地球温暖化説やカーボンニュートラルの国際公約など、勝手に進めるべきでない。	政府においては、2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減目標の実現を国際公約を掲げ、気候変動対策、GXを推進することとしており、原案のとおりとします。
32	素案30ページ17行目(第1部第3章第2節) 合意	—
33	素案30ページ29～32行目(第1部第3章第2節) 雇用の創出・拡大の対象に「外国人等」を入れる意味がわからない。	地域産業の稼ぐ力の向上において、外国人も含めた雇用の創出、拡大は重要であり、政府として外国人との共生社会の実現を目指していることも踏まえ、原案のとおりとします。
34	素案31ページ14行目(第1部第3章第2節) 食料安全保障の強化への方向は進めるべきだが、「水田の畑地化による」麦・大豆等の本作化の推進ではなく、水田は維持し(米の輸出を促進し)つつ、休耕田の活用等により麦・大豆の本作化を図るべき。農村RMOの推進は賛成。	水田の畑地化等による麦・大豆等の本作化については、「食料安全保障政策大綱」(2022年12月食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定)も踏まえ、原案のとおりとします。

番号	意見	意見に対する考え方
35	<p>素案33ページ35行目(第1部第3章第3節) 勝手に「国際公約」と称して、国民に「2050年カーボンニュートラル」を押し付けないでほしい。本当に深刻な気候危機であるかどうか、国際的な機構が言っているだけで、それに唯一肅々と従っている日本は、鴨にされているだけでは？すべての生物は炭素でできていることをお忘れでは？脱炭素＝脱生物ですよ。</p>	<p>政府においては、2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減目標の実現を国際公約を掲げ、気候変動対策、GXを推進することとしており、原案のとおりとします。</p>
36	<p>素案34ページ6～13行目(第1部第3章第3節) 意味のない脱炭素化に基づく施策に反対。</p>	<p>政府においては、2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減目標の実現を国際公約を掲げ、気候変動対策、GXを推進することとしており、原案のとおりとします。</p>
37	<p>素案34ページ15～22行目(第1部第3章第3節) 化学肥料・農薬の低減や有機農業の推進には賛成</p>	—
38	<p>素案37ページ38～47行目(第1部第3章第4節) 荒廃農地の発生予防・解消は推進してください。</p>	<p>計画の推進において留意します。</p>
39	<p>素案44ページ14～20行目(第1部第4章第1節) 民間の資金や技術等の活用に異論はないが、そこに外国資本が絡むことには大反対。特に基幹インフラに関わることは国の安全保障を脅かすもので、容認できない。</p>	<p>PPP/PFIについては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」等の関連法令等に基づき推進することとしており、原案のとおりとします。</p>
40	<p>素案47ページ29～36行目(第1部第4章第2節) 地域教育の強化に大賛成。地域の埋もれた先人・偉人についてもしっかり教育してほしい。</p>	<p>計画の推進において留意します。</p>
41	<p>素案51ページ41行目～52ページ11行目(第2部第1章第1節) スマートシティ、「デジ活」中山間地域、産学官協創都市は進めてください。</p>	<p>計画の推進において留意します。</p>
42	<p>素案52ページ13行目(第2部第1章第1節) SDGs未来都市ではなく、江戸時代の完全循環社会の再現を目指してください。</p>	<p>「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(2022年12月閣議決定)において、SDGs未来都市をモデル地域ビジョンとしていることも踏まえ、原案のとおりとします。</p>

番号	意見	意見に対する考え方
43	素案52ページ18～21行目(第2部第1章第1節) そのエリアだけ脱炭素しても意味ないです。別のところで発電した電気をそのエリアで使えば、見た目上脱炭素になるだけ、のようなことのないよう、トータルで本当に脱炭素しているのか、しっかりチェックしてください。脱炭素に意味は無いと思っていますが。	「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(2022年12月閣議決定)において、脱炭素先行地域をモデル地域ビジョンとしていることも踏まえ、原案のとおりとします。
44	素案52ページ33行目～53ページ21行目(第2部第1章第1節) 地方移住、二地域居住推進、進めてください。	計画の推進において留意します。
45	素案53ページ23行目～54ページ17行目(第2部第1章第2節) 人中心の多世代交流のコンパクトなまちづくり、すすめましょう。	計画の推進において留意します。
46	素案54ページ47行目～56ページ2行目(第2部第1章第3節) 美しく暮らしやすい農山漁村の形成、押し進めましょう。	計画の推進において留意します。
47	素案56ページ4行目～57行目(第2部第1章第4節) 包摂的社会的実現に向けた地域づくり、重要です。	計画の推進において留意します。
48	素案58～59ページ(第2部第1章第5節) 今後人口が減少する中では、新築住宅を抑制し、中古住宅市場の活性化が必要です。	住生活の質の向上等においては、良質なストックの形成や住宅循環システムの構築が重要であり、原案のとおりとします。
49	素案61～62ページ(第2部第1章第7節) 離島地域の多くは国境に近いところが多いことを鑑みれば、外国人による土地買収には厳しい規制をかけるべきです。	土地取得については、国籍に関わらず個別法制において適切な規制を行うため、原案のとおりとします。
50	素案66ページ(第2部第2章第1節) 魅力ある成長産業の形成推進には、SNS、現状のGAFAM等を凌駕するような情報技術産業の育成にも力を注ぐべきです。	ご意見の趣旨は、情報通信等の次世代産業として記載しており、原案のとおりとします。
51	素案67ページ3～21行目(第2部第2章第2節) 海外から投資を呼び込む必要はないし、逆に呼び込むと、国内の利益が海外に吸い取られるだけなので、海外からの投資は禁止にすべき。国内に投資する資金は十二分にある。	政府においては、対日直接投資を推進することとしており、原案のとおりとします。
52	素案68ページ36～45行目(第2部第2章第3節) 地域の労働供給力向上のためには、企業に対する税制優遇のみならず、労働者に対する税制優遇、補助金等を活用すべき。	地域の労働供給力の向上等については、求職者に対する能力開発や就業支援等について記載しており、原案のとおりとします。

番号	意見	意見に対する考え方
53	<p>素案70ページ2～8行目(第2部第2章第4節) 再エネが「エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、低炭素の国産エネルギー源である」というのは、御用学者が言っているだけで根拠に乏しい。また、却ってコスト増にもつながっており、再エネの推進はやめるべき。</p>	<p>政府においては、2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減目標の実現を国際公約を掲げ、再生可能エネルギーの最大限の導入を含め、気候変動対策、GXを推進することとしており、原案のとおりとします。</p>
54	<p>素案70ページ39行目～71ページ6行目(第2部第2章第4節) 電気自動車にすれば、運輸部門におけるエネルギー消費が減ると考えていないと信じていますが、別のところで化石燃料使って発電しており、それを電気に変換して、場所を移動していることからのロスも相当有り、川上(設備の原料・生産)から川下までトータルで考えているのか、疑問に感じる。</p>	<p>電気自動車の普及とともに電源の脱炭素化も含めて取り組む必要があるため、GX基本方針を踏まえ再エネや原子力などの脱炭素電源への転換を進める方針を示しており、原案のとおりとします。</p>
55	<p>素案74ページ2～5行目(第2部第2章第5節) 就農支援策に賛成。</p>	—
56	<p>素案74ページ13～23行目(第2部第2章第5節) 需要に応じるのもいいが、需要を創設して、米は減産から増産に転じ、有機農産物はさらに需要を拡大する策を講じるべき。</p>	<p>ご意見の趣旨は、米の需要拡大については、第1部第3章第2節に米粉の生産・利用の拡大について記述しており、需要拡大が見込まれる有機農産物については、第2部第2章第5節に生産拡大等について記述しているため、原案のとおりとします。</p>
57	<p>素案74ページ36行目～75ページ3行目(第2部第2章第5節) 多面的機能を維持及び発揮する農業生産の推進、期待しています。</p>	計画の推進において留意します。
58	<p>素案78ページ23～38行目(第1部第2章第5節) 学校給食に郷土料理や地元食材の導入、和食の消費促進、どんどん進めましょう。</p>	計画の推進において留意します。
59	<p>素案78ページ49行目～79ページ26行目(第2部第3章第1節) スポーツという表現には、体育の日をスポーツの日と改悪した頃から違和感があったが、ここでも、「スポーツ」といって、日本らしさを喪失している。我が国には独自の武道が数多く存続しており、それに全く触れないのは不可思議でしか無い。</p>	スポーツには武道も含まれるため、原案のとおりとします。

番号	意見	意見に対する考え方
60	<p>素案82ページ2～11行目(第2部第3章第2節) 外国人旅行者におもねるような看板やアナウンスの多言語化は日本らしさを失うだけで、観光客にとって逆に興ざめ。インバウンドの促進は、有事の際に反日国から、「観光客止めるぞ」という恐喝に屈しやすくなるだけ。国内で利益が循環するようにするためにも、国民の国内旅行を推進することに舵をきるべき。</p>	<p>「観光立国推進基本計画」(2023年3月閣議決定)において、持続可能な観光地域づくり戦略、インバウンド回復戦略、国内交流拡大戦略を基本的な方針としていることも踏まえ、原案のとおりとします。</p>
61	<p>同じような内容の記述が散見される。もっとコンパクトに(ページ数では三分の一程度に)まとめられるのではないか？</p>	<p>「国土形成計画法」に定める計画記載事項を踏まえて記載しているため、原案のとおりとします。</p>
62-65	<p>その他、表現の適正化に関するご意見(4件)</p>	<p>必要に応じて表現を適正化します。</p>